

群馬県教育委員会における組織的な省エネルギー推進方策

1. 県全体の取組（省エネ推進部会）における教育委員会の役割

- (1) 省エネ推進部会に教育委員会総務課長が委員として参加
(群馬県地球温暖化対策実行計画の推進体制については添付資料 1 参照)
- (2) 学校・教育関連施設の省エネ節電行動計画等を教育委員会でとりまとめ

2. 省エネ推進部会の学校との関わり

- (1) 省エネ推進部会の学校との直接の関わりはない。
- (2) 平成 29 年度の上半期は前年度比で教育委員会全体として電力使用量が増加したことを受け、電力使用量に関する教育委員会全体のデータを学校にフィードバック。

3. エネルギー使用量の把握から学校へのフィードバック

○下記のことを各学校に対して作成依頼することで把握を行っている。

- (1) 群馬県地球温暖化対策実行計画に基づく省エネ節電行動計画、実績報告書
 - ・概要：各学校で目標を設定し、電力の使用実績を報告
 - ・実施回数：夏期と冬期の 2 回
 - ・連携：首長部局が結果を集約、その結果を省エネ推進部会で各部局にフィードバック
今年度は教育委員会全体の電力使用量のデータを、各学校にフィードバック
- (2) 群馬県地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減対策の実績報告等
 - ・概要：公用車・施設管理に係るエネルギー使用量等の報告、行動計画の策定
 - ・実施回数：年度当初に 1 回
 - ・連携：首長部局が結果を集約、その結果を省エネ推進部会で各部局にフィードバック
各学校へのフィードバックはされていない

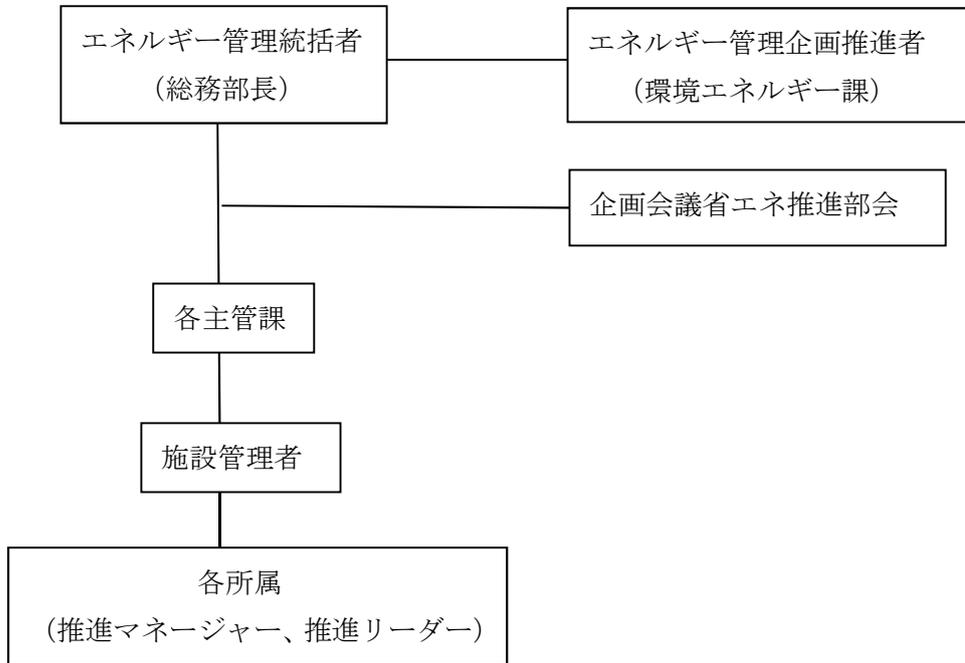
4. 教育委員会としての学校の取組方針遵守状況の把握

- (1) 省エネ法に基づく遵守状況チェックリストの実施により把握を行っている。
 - ・概要：取組方針と管理標準の遵守状況を報告。遵守状況が基準に満たない場合には、教育委員会が確認を行う。
 - ・実施回数：年度末に 1 回
 - ・連携：首長部局で行っているものと同時期に実施しているが、連携はなし

5. 首長部局・学校との連携に関する課題

- (1) 学校数が多く、学校ごとの省エネの取組については把握できていない。
→よい取組をしている学校があったとしても、教育委員会内での共有が難しい。
- (2) 生徒の健康面も考え柔軟な対応を行う必要があること、各学校の実状に違いがあることを考慮すると、エネルギーの合理化に係る教育委員会一律の目標の設定が困難。
→教育委員会では学校の個別の事情までは把握できていないのが現状。

群馬県全体のエネルギー管理に関する組織体制



教育委員会のエネルギー管理に関する組織体制

